人のうごき
人口　69,532
世帯　15,106
前月に比べ
285人　88世帯の増
（1月末現在）

広報かしわ

発行所
柏市役所
柏市柏29番地
電話（代表）2101
編集企画課

梅ほころぶ　（斉藤農務課長撮影）

彼岸

「暑い寒いも彼岸まで」といわれるこの彼岸は、元来仏教上のことばで、生死の世界を此岸とし、ねはん（涅槃）の世界を彼岸としぼさつ（さとりの境界に住むもの）を舟として、この舟にのつて、ぼん悩の此岸をはなれて、ねはんの世界にいたることをいうのである。

これを季節に合わせて、仏事に用い、春分、秋分の日を中日といい、前三日に入り（中日が二十一日の場合は十八日）、後三日にあけ、合わせて七日間をもつぱら仏事に用い、この間の法要を彼岸会（ひがんえ）などという。

春分、秋分に法要をいとなむのはその日の昼夜の長さが同じであることが、仏教でとうとぶ中道に合致するからだという説がある。

彼岸の中日には一般に寺まいりや墓まいりをする。

彼岸におはぎや団子をつくる風習は各地でみられるが、京都ではそなえ物や、親せき、知人にくばる菓子を「茶の子」といい、やきふを食べるのを「経を読む」というなど、特別の用語さえあつた。

牡丹餅の昼夜を分つ彼岸かな　子規

冴え返り〳〵つゝ春半ば　泊雲

（広報研究二月号から）

2月臨時市議会から

上水道拡張計画 建設計画などを審議

柏市議会二月臨時会は、水道拡張計画、建設計画などを審議するため、二月一日招集され会期五日間の審議を経て二月五日閉会しました。

第一日は、会期決定と会議録署名議員を選任し、四件の議案説明と質疑応答を終え請願一件及び陳情三件をそれぞれの担当委員会に付託しました。この間火葬場設置に反対する住民が多数陳情に参集し藤井議長のあっせんと話し合いの努力によって傍聴席につきました。その後二議員による火葬場設置の経過について緊急質問と答弁があって第一日を終了し、二日三日、四日は各常任委員会が開催され付託議案の審査を行ないました。二月五日は四議案に対する各常任委員長の審査報告と質疑応答があり、採択の結果一部の少数意見がありましたが原案どおり可決されました。ついで請願、陳情も各委員長の報告どおり採択され午後六時三十分閉会となりました。

なお、議案及び請願、陳情はつぎのとおりです。

○議案第一号「柏市農業近代化資金利子補給条例の制定」

農業経営の近代化を計るため、資金の貸付けを行なう金融機関に対し、貸し付けた資金について年四分五厘の範囲で、市が利子補給の補助金を交付するというもの。

○議案第二号「柏市火災予防条例の制定」

消防法の改正に伴って、火災予防上の必要な事項を定めたもので、従来の条例による規定を更に強化する内容のもの。（別項参照）

○議案第三号「柏市水道事業の変更」

本市の水道は、昭和三十四年までにほぼ旧市街地一円の給水を完工したが、更に市の発展に対応して新五ケ年計画を樹立し、大巾な区域の拡張と施設の整備を計ろうというもの。

○議案第四号「柏市建設計画の変更」

柏市建設計画は、昭和三十四年から三十八年までの五ケ年計画を策定してあるが、このうち昭和三十七年度分についての実施計画を、本市の発展状況にあわせ、事業を追加又は繰上げ繰り下げの操作をしたもの。（別項参照）

○請願第一号「市道の舗装実施」

光ケ丘から中新宿、豊住に至る市道の防塵舗装を実施願いたいというもの。

○陳情第一号「農道の拡張、改修実施」

名戸ケ谷小橋から戸張刈込台に至る農道の拡巾整備を実施願いたいというもの。

○陳情第二号「身元の再調査」

徳山範三氏は、身元調査の結果不許可となったと思われるので、再び調査を願いたいというもの。

○陳情第三号「商工会運営予算の要求」

商店街の育成と事業遂行のための補助金を予算に計上願いたいというもの。

総事業量2億8千万円

昭和37年度実施計画を変更

別項記載のとおり柏市建設計画の昭和三十七年度実施計画は二月臨時議会に於いて原案通り可決されました。これは昭和三十七年度計画を本市の急激な発展状況に歩調をあわせるため、新規の事業を追加、あるいは三十八年度に予定された計画の一部を繰上げ実施する等の変更をしようとするもので事前に千葉県知事との協議と柏市建設審議会の審議を経て議会に付議されたものです。

この結果、一億八千万円の事業計画は一億円上廻る二億八千万円の規模と大巾に増額になりました。（別表参照）この計画額は、建設計画でいう「事業費」だけを示すもので、昭和三十七年度予算はこれらの事業計画を根幹として編成されつゝあります。変更計画の主なものは、消防関係でタンク車の購入、土木関係で道路舗装費を増額したこと、教育関係で二校の鉄筋コンクリート校舎の建築、二校の屋内体育館の新築、一校の木造校舎の増築、小中学生用プールの新設等が含まれ、保健衛生関係で屎尿処理場の建設、上水道拡張工事の着手等を計画しております。

事業費集計表　（単位千円）

区分	既定計画	変更後計画
市役所費関係	1,000	980
消防費関係	2,600	5,640
土木費関係	72,145	77,557
教育費関係	47,097	64,904
社会及び労働費関係	9,000	15,907
保健衛生費関係	36,782	93,772
産業経済費関係	10,485	9,945
財産費関係	2,000	13,000
諸支出金関係	400	1,890
計	181,509	283,595

柏市火災予防条例について（その1）

別項記載の火災予防条例は、消防庁の準則をもとに新らしく制定されたもので、五月十日から施行になりますが一般家庭や事業場に関係のある細かい事項が定められていますので、回を追ってお知らせいたします。今回は身近な点を拾ってみますと、家の中では(イ)炉やかまどを屋内に設けるときは、土間か不燃材料で作った床上に設けること（第三条第四項）(ロ)薪や石炭を使うかまどには、ふたのある不燃性の取灰入れを用意すること（第三条第十二項）などがあり、家の外では、ネオンをつけるときは取付材として二糎以下の木材や合成樹脂を使ってはいけないこと（第十四条第三項）などが定められています。なお、消防署で説明会等を予定しておりますので、ご参加を希望します。

ことしのように連日の異常乾燥が続きますと、各地に火災が多く発生し、莫大な損害を出しています。柏市内でも、ことし一月中に二十一件の発生という最高を記録しています。

火災警報の発令

このような悪い気象条件に際し、湿度が四十%以下、実効湿度が六十%以下にさがり、風速が七メートル以上になつたときは、火災発生の公算が極めて大で延焼拡大のおそれがあります。

このため消防本部では、市民の皆さんに火災に対する警戒心を喚起していただくため、火災警報発令のサイレンを吹鳴し、消防機関は直ちに警戒態勢にはいります。

火災警報発令の場合特に注意する点は

(1)山林原野などに火入れをしないこと。

(2)煙火（花火、のろしなど）を使用しないこと。

(3)屋外で火遊びやたき火をしないこと。

(4)引火性、爆発性の物品その他可燃物の附近で喫煙しないこと。

(5)残り火、たばこの吹いがら、取灰、火粉のあと始末をよくすること。

(6)屋内で、裸火を使用するときは窓、出入口などを閉じてすること。

以上のような制限事項を充分守つて警戒されるよう消防本部ではとくに望んでいます。

通報は一一九番へ

火災は出さないことが勿論理想ですが、万一出した場合は、初期のうちに食い止めることがいちばん大切です。

「早い通報　少ない損害」のスローガンのとおり、いちはやく消防機関の一一九番へ所番地、目標を知らせてください。（この通報は

交通事故をなくすために ご家庭の皆さんへおねがい

最近の交通事情をみますと、まさに「交通戦争」の観があります警察としても、この対策に最善の努力をしておりますが、今やこの事故防止、或いは混雑緩和の問題はひとり警察の取締りや、自動車の運転者が注意をするということのみでは、解決しきれないものを含みつゝあります。

そのため千葉県公安委員会では、一般ご家庭の皆さんの身近かな問題をとりあげ、ご協力をねがつております。

例えば、最近管内で道路に水をまいたためその水が凍り、車がスリップして事故を起したことに対して、水をまいた人を公安委員会規則違反として書類送検された事例があります。

このように、寒さのために水の凍るおそれがあるときに、道路へ水をまくことは違反となるほか、次に掲げるようなことが「千葉県道路交通法施行規則」によつて定められております。

◎他の交通の妨害とならないこと

消防法に基き義務づけられています）そして消防隊が到着するまでバケツや金だらいなどの鳴物を打ち鳴らして隣り近所に知らせ初期消火につとめてください。

を確認しなければ、乗つている自動車のドアを開けてはいけません。

◎自転車に乗る人は、ブレーキのきかないものや、警音器（ベル）のない自転車に乗つてはいけません。

◎交通のひんぱんな道路で乗馬や自転車の練習をすることは危険ですからやつてはいけません。

◎交通妨害となるように、道路へ泥土、汚水、ごみ等をまいたり捨てたりすること。凍るおそれのあるときに道路へ水をまくこと、交通ひんぱんな道路でたき火をすること。またみだりに物件を道路へ突き出すことなどは交通妨害となりますからやつてはいけません。

◎道路で工事や作業をしようとするときは、警察署長の許可を必要としますが、次のようなことをするときもやはり警察署長の許可を受けなければなりません

▽おみこしやだしを出したりするとき、マラソン、撮影会、サイクリング等をしようとするとき。

▽チンドン屋や宣伝自動車を使つて、広告宣伝をしようとするとき。

▽署名運動やチラシ、広告を配布しようとするとき。

皆さん、事故が多い、道路がせまいとなげく前にもう一度ご自分の周囲を見直してみましょう。

知らないうちに、これらの規則に違反している人はありませんか。

お互いの小さな注意がひいては交通事故をなくしていくことになります。

毎日が安全運動であるよう皆さんのいつそうのご協力をおねがいいたします。

（柏警察署交通係）

（ちよつとした不注意からこんな事故が）

地籍調査

土地の正しい位置・地形地番・地目面積を明確にする

地籍調査は、土地の国勢調査ともいうべきもので、昭和二十六年に公布された法律「国土調査法」にもとづいて行なわれます。

この法律の目的は、確実に国土を把握して総合的な開発と土地の利用価値を高めるために、その実態を科学的に調査し、地籍を明らかにしようというものです。

国土調査法とは、基本調査、地籍調査、土地分類調査、水調査の四つの事業をさします。

柏市では、昭和三十六年度からこのうちの「地籍調査」を実施することになりましたが、この調査のすすめ方は県と協議し、特定計画を定め、更に年度別の事業計画にもとづいて推進していきます。

この調査の結果は、正しい測量の結果による地籍図（いまの公図にかわるもの）と地籍簿（いまの土地台帳、登記簿にかわるもの）を作り、みなさんの土地一筆一筆の正しい位置、地形、地番、地目面積が明らかにされます。

従つて、土地の権利関係が明確になり、紛争もなくなつて土地改良、区画整理、都市計画事業などを行なうとき、その事業測量の必要がなく、交換分合そのほか農地の集団事業が容易となります。そして、全域の調査終了後は各種課税の公平化が促進されることになります。

柏市地籍調査実施計画

1. 実施計画区域　柏市の全域
2. 期別計画 { 才1期　旧柏町の一部、光ヶ丘、中新宿、豊住、今谷上町 / 才2期　才1期以外の地域
3. 才1期計画年次別実施計画

年次	年度	実施予定区域（字別）	面積	備考
1	36	戸張及び戸張新田の一部	1.10 km²	基準点測量を2月20日から実施
2	37	〃	1.60	
3	38	松ヶ崎、高田	4.30	
4	39	篠籠田	2.70	
5	40	光ヶ丘、中新宿.豊住.今谷上町	2.70	

この一票
ひとのさしずは受けません

ことしは
参議院
議員選挙
知事選挙
市長選挙
が行なわれます

（カット　森吉正照）

“ありがとうございました„

534,600円
才末たすけあい運動
実績額

昨年12月に行なわれました「才末たすけあい運動」は、みなさんのご協力によつて大きな成果をあげることができました。みなさんからのお金や品物は、柏市社会福祉協議会を通じて市内の生活困窮者のみなさんへ慰問金として配分しお届けいたしました。

ここに、ご協力くださつた方がたへ報告をかねてお礼を申し上げます。

目標額　350,000円
実績額　534,600円
- 一般寄附金　107,827円
- 戸別寄附金　328,907円
- 団体寄附金　52,236円
- 個人寄附金　37,497円
- 小・中学生寄附金　8,133円

配分額　534,600円

寄附物品数　10件
援護米　270kg
衣類　160点

給与世帯と人員数

1. 給与保護世帯数　135世帯　344人　247,300円
2. 給与要保護世帯数　110世帯　429人　276,100円
3. その他　16世帯　16人　11,200円

不幸な人たちへと自分のお小遣いを持ちより、市役所を訪れた南柏幼稚園のよい子たち
36・12・13写す

公益質屋

公益質屋は
みなさんの金融機関です
お気軽にご利用ください
1口2万円まで　1世帯5万円までお貸しします　利子は月3分
有線電話（柏）1318

住民登録

住所がかわったとき（転入・転居など）はかならず14日以内に届け出を

住民は、住民登録法という法律に従つて住民登録をする義務がありますが、届け出をしないと罰せられるばかりではなく、みなさんにとつて当然の権利もあたえられず、非常な不利益となります。

たとえば◎印かん証明がもらえない◎学校へ入学できない◎免許証がとれない◎居住関係の証明が受けられない　などで、このように住民登録は柏市民としての資格を得るための、基本的なたいせつなものです。

また、市の行政事務も、みなさんの届け出による住民登録を基礎にして行なつていますので、柏市外から、柏市内に転入して住所をきめたときや、柏市内で住所をかえたとき（転居）は、かならず移動した日から十四日以内に市役所、または出張所へ届け出をしてください。

国民年金

保険料がおさめられないひとは免除の特典があります

国民年金の保険料は、月百円または百五十円ですが、一世帯に二人、三人となりますと、月に二百五十円から四百円という額になり決してばかにはできません。生活におわれて、かけ金をしたくてもできないひとは、いったいどうなるのでしようか。

そこで、かけ金をしたくてもできなかつた加入者には、かけ金なしの、つまり国が全額負担する福祉年金が支払われます。

ところで、かけ金をしたくてもできないということと、できるのにかけ金をしなかつたということの筋道は、どうやつてつけるかということがたいせつです。

そこで国民年金では、かけ金の免除という手続きをふむことになつています。

これは、月百円、百五十円のかけ金をおさめるのが困難なひとたちに、かけ金の義務を免除し、福祉年金をうける資格をあたえるといゝことにしています。ですから免除をうけないでほつておくと、ただの年金もうけられません。

免除の手続きは、市役所へおいでになるか、もよりの年金指導員にご相談になればよくわかります国民年金のように、最長四十年もの長い期間にわたる保険ではいまは月百円、百五十円のかけ金はなんでもなくおさめられても、ある時期にはそれをおさめることができなくなるようなひともあれば逆にいまは生活に苦しんでいるが何年か先には陽のあたる場所で生活できるひともあるわけです。そういうことから、国民年金にはすべて加入してもらいながら生活の苦しい間はかけ金の義務を解除し、できるかぎり年金の面で優遇していこうという措置をとつているのです。

免除の基準は、それぞれの場合によつて異なりますが、大体五人世帯で年所得が十八万円程度なら、ほとんど免除されていますが、免除もうけず、ほつておいてはひどい損です。

かけ金の免除の手続きなど、はずかしくてできないというひとも、おおぜいの中にはありましよう。しかし、国民年金の場合、それはたいへん損になつてよくないことです。というのは、ケガをしたり夫や生計中心者をなくしたりしたとき、それまでの保険金がおさめられているか、免除されていれば年金がつくことになつており、ほつておくと年金がまつたくつかないことになります。

ですから、せつかく国民年金に加入している以上、毎月のかけ金は、きちんと納めることがいちばんよいのですが、もしおさめられないようなときは、とりあえず免除をうけておくことがたいせつです。そして将来、生活にゆとりができたときは、十年前まではさかのぼつてかけ金の後払い（追納）ができ、その後払いをすれば後払いした日以後は、そのときどきにおさめたのと同じ効果をもち、それだけ高額の年金をうけることができます。

かけ金の免除には、このような特典がありますから、めんどうがらずに免除をうけ安心した生活をきずきたいものです。

利用者の多い中央公民館

中央公民館は、一月十九日の落成式以来、各種の集会や一般利用者でにぎわつています。

青年団や青年学級、婦人会などがよい場所を得て一段と学習活動が充実しましたが、町会や趣味の会の集会にも広く利用されてきました最近では、正連寺や松ケ崎婦人会のように、中央公民館で移動婦人学級を開くケースも見られるようになりました。また結婚式場としての予約も五件になり、新生活運動にもとづいて公民館結婚式の希望もでています。

公民館三階の市立図書館も、学生や主婦の利用者が多く連日百人近く入館しており、毎週火旦日の定休日を図書館で過ごす店員さんも目立つてきました。図書館では今後も図書の新規購入など設備の充実をはかり、利用者の期待にこたえる計画です。

国民年金保険料はお早めに

三十六年四月から三十七年三月までの保険金は、なるべく三、四月中に完納してください。

五月以降は、国へ直接納めていただかなければならなくなり、延滞金もとられたいへん不利です。

市営住宅の入居者を公募

市では、住宅難を少しでも緩和させるため、柏市根戸に市営住宅二十五戸を建築中ですが、まもなく完成いたします。左記の要領で入居者を募集していますので、希望者はお申込みください。

建設場所	柏市根戸467番地（旧連隊跡）	
種別	第1種	第2種
戸数	15戸	10戸
規格	木造平家建亜鉛鍍鉄板瓦葺棒葺　10.5坪	左に同じ　9.5坪
家賃	未定（但し、3,500円から3,800円位までの見込）	未定（但し、3,000円～3,500円）
入居資格	(1)現に同居し又は同居しようとする親族がある者 (2)現に住宅に困窮している者 (3)市内に住所又は勤務場所がある者 (4)国税、地方税等を滞納していない者 (5)申込時の月収が16,000円以上32,000円以下の者	(1) (2) (3) (4) 第1種に同じ (5)申込時の月収が16,000円以下の者
申込方法	柏市営住宅管理条例第6条による所定の入居申込書を柏市長に提出する	
申込期限	昭和37年3月7日まで（用紙は厚生課に用意）	
入居者の選考	申込者多数の場合は、つぎの各号に該当する者について入居選考会の審議を経、更に公開抽せんによつて決定　(1)住宅以外の建物に居住し又は保安上不適当な居住状態にある者　(2)他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することが出来ない者　(3)住宅の規模又は間どりと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者　(4)正当な事由に因る立退きの要求をうけ、適当な立退き先がないため困窮している者　(5)住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比し著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者　(6)前各号に該当する者の外、現に住宅に困窮していることが明らかな者	
入居の時期	昭和37年4月上旬	

お知らせ

●国民健康保険証の検認を受けてください

3月31日限りで無効となります

いま、みなさんのお手もとにある柏市国民健康保険の被保険者証はこの三月三十一日限りで無効になります。検認印がないとお医者さんでも受付けないことになつていますので、三月三十一日の有効期限前に必らず市役所に保険証を提出して検認印を受け、いつでも使用できるよう備えておいてください。

なお、転出や死亡などで現在不在のまゝ未届けのものがありますと不在の者まで課税され、転入や出生などで、新たに家族となつた者が保険証に記載されていないと治療のときに困りますので、今回の検認の機会に必らず申し出て常に正しい家族数にしておいてください。更に保険給付の中で、助産費ほか育費、葬祭費の支給も行なつていますが、これに該当する方でまだ支給をうけていない方は、保険証と印かんの他に母子手帳、死亡の場合はその証明を添付して申請し、給付金を受領してください。

保険証の検認については、遠方の方の便宜をはかるため、つぎのように出張検認もいたしますのでもれなく検認を受けてください。

なお、納税組合などの団体はとりまとめて、一括検認をされるよう希望いたします。

保険証検認日程

▼土出張所＝3月19日▼藤心（宗寿寺）＝3月20日▼光ケ丘出張所＝3月22日▼富勢出張所＝3月23日▼田中出張所＝3月26日

以上いづれも受付時間は、午前10時から午後3時まで。

▼高田原公民館＝3月27日午前9時30分から正午まで▼山高野薬師堂＝3月27日午後1時から2時まで▼柏市役所厚生課窓口3月15日から31日まで

●成人学校の開講

二月中旬に開講する予定であつた料理講座は、会場の都合により延期しておりましたが、こんどつぎのように開講します。

この講座は、昨年申し込みされた方々を対象として行ないますので、希望された方はぜひ参加してください。

○日時・三月十四日（水）から毎月第二水旬と第四水旬日　午前十時から

○会場・柏市中央公民館実習室

●第八回柏市青年大会

連合青年団では、教育委員会と共催で恒例の青年大会を三月二十一日（春分の日）に中央公民館で開催します。この大会では、今年の青年団活動の成果の発表、コーラスなどの芸能発表のほか来年度の青年団活動の方向について各地区代表の提案と討議をすることになつています。青年団員の方々は多数参加されるよう希望します。

なお当日は連合青年団定期大会も併わせて行なう予定です。

●市県民税の申告

正しい申告書を「三月二十日までに」

昭和三十七年度市県民税の申告期限は「三月二十日」です。

申告書の用紙は、行政連絡員をとおして配布しますが、もし用紙が不足のときは市役所税務課又は各出張所にありますからおいでください。